

(別紙)

身体障害者手帳 市町村マニュアル

令和3年（2021年）6月 改正

※このマニュアルは北海道身体障害者手帳事務取扱要領の別紙です。

北海道立心身障害者総合相談所
医務課認定係

1 身体障害者手帳の申請（届出）の種類

- (1) 申請（届出）の種類と内容について
- (2) 申請書類一覧

2 申請（届出）の受付に関すること

- (1) 申請（届出）書の記載方法及び留意事項について
- (2) 写真について
- (3) 市町村受理印について
- (4) 診断書・意見書の確認事項
- (5) 申請書（届出）ごとの書類のまとめ方
- (6) 申請者に説明してほしい留意事項
 - ア 申請から手帳交付に至るまでの期間について
 - イ 障害程度等級について
- (7) その他の留意事項
 - ア 複数障害の同時申請について
 - イ 添付書類について
 - ウ 再認定について
- (8) 重複障害のうち一障害の内容を返還する場合について
- (9) 返還届出の受理について

3 進達業務に関すること

- (1) 進達の方法について
- (2) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の申請に係る取扱いについて
- (3) 書類の送付先について

4 居住地特例の取扱いについて

- (1) 援護の実施者が住所変更の届出を受けた場合の取扱いについて
- (2) 援護の実施者ではない市町村が住所変更の届出を受けた場合の取扱いについて

5 自治体コード一覧

(別添) 記載事例一覧

身体障害者手帳の申請（届出）の種類 ※以下、身体障害者手帳のことを「手帳」という。

(1) 申請（届出）の種類と内容について

種類	内 容	別紙様式14（進達文） の受付区分表記
新規申請	手帳を所持していない者が、新たに手帳の申請を行うこと。	新規申請
程度変更	既に手帳を所持している者が、障害の程度が変化したり、他の部位の障害を追加するために申請を行うこと。	再交付
再認定	既に手帳を所持している者が、手帳交付時に設定した再認定時期が到来したことにより申請を行うこと。	(程度変更・再認定等)
再交付 (紛失・破損等)	既に手帳を所持している者が、手帳を紛失又は破損したこと等により申請を行うこと。	再交付
再交付 (転入)	既に他の自治体で交付された手帳を所持している者が、北海道所管内に転入し北海道の手帳の交付を希望し、申請を行うこと。	(紛失・破損・転入・その他)
変更	引っ越し等により住所を変更したとき、氏名を変更したとき、15歳未満の手帳所持者の保護者が変更となったとき等、手帳の記載内容の変更を行うこと。	変更 (住所・氏名・保護者等)
返還	手帳所持者の死亡や手帳の再交付、非該当、自主返還等により、手帳（再交付の場合は旧手帳）の返還を行うこと。	返還 (死亡・再交付・非該当 ・自主返還等)

※各申請（届出）に必要な書類は、(2)「申請書類一覧」のとおり。

(2) 申請書類一覧

申請の種類	申請書類
新規申請	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳交付申請書（別表第2号様式） <input type="checkbox"/> 写真（たて4cm×よこ3cm） <input type="checkbox"/> 障害状況報告書（別紙様式12） <input type="checkbox"/> 診断書・意見書
程度変更	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳再交付申請書（別記第10号様式） <input type="checkbox"/> 写真（たて4cm×よこ3cm） <input type="checkbox"/> 障害状況報告書（別紙様式12） <input type="checkbox"/> 診断書・意見書 <input type="checkbox"/> 手帳（写）又は更生指導台帳（写）
再認定	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の再認定に係る診断書等の提出について（別紙様式8） <input type="checkbox"/> 写真（たて4cm×よこ3cm） <input type="checkbox"/> 障害状況報告書（別紙様式12） <input type="checkbox"/> 診断書・意見書 <input type="checkbox"/> 手帳（写）又は更生指導台帳（写）
再交付 <small>（紛失・破損・転入等）</small>	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳再交付申請書（別記第10号様式） <input type="checkbox"/> 写真（たて4cm×よこ3cm） <input type="checkbox"/> 障害状況報告書（別紙様式12） <input type="checkbox"/> 手帳（写）又は更生指導台帳（写）
住所変更	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係届出書（別記第7号様式） <input type="checkbox"/> 住所変更後の手帳（写）又は更生指導台帳（写）
氏名変更	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係届出書（別記第7号様式） <input type="checkbox"/> 氏名変更後の手帳（写）又は更生指導台帳（写）
保護者変更	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係届出書（別記第7号様式） <input type="checkbox"/> 保護者変更後の手帳（写）又は更生指導台帳（写）
返還 <small>（死亡・再交付・非該当等）</small>	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係届出書（別記第7号様式） <input type="checkbox"/> 返還された手帳（程度変更・再認定・再交付の場合は、新たな手帳との引換えとする。）
取下げ	<input type="checkbox"/> 取下げ書（任意様式とする） （死亡の場合のみ、障害状況報告書（別紙様式12）での報告でも可とする）

※その他の申請（届出）があったとき、送付書類が不明な場合は、心身障害者総合相談所に確認してください。

申請（届出）の受付に関すること

（1）申請（届出）書の記載方法及び留意事項について

申請（届出）書の記載は別添（記載事例）を参照すること。

なお、申請（届出）書に記載された内容について、次の点に留意すること。

ア 氏名について

記載された文字が、不鮮明、誤字、癖字及び略字である場合は、申請（届出）書の余白に正確かつ明瞭に記載すること。（特に、外字は大きく記載してください。）

イ フリガナ、生年月日、住所等について

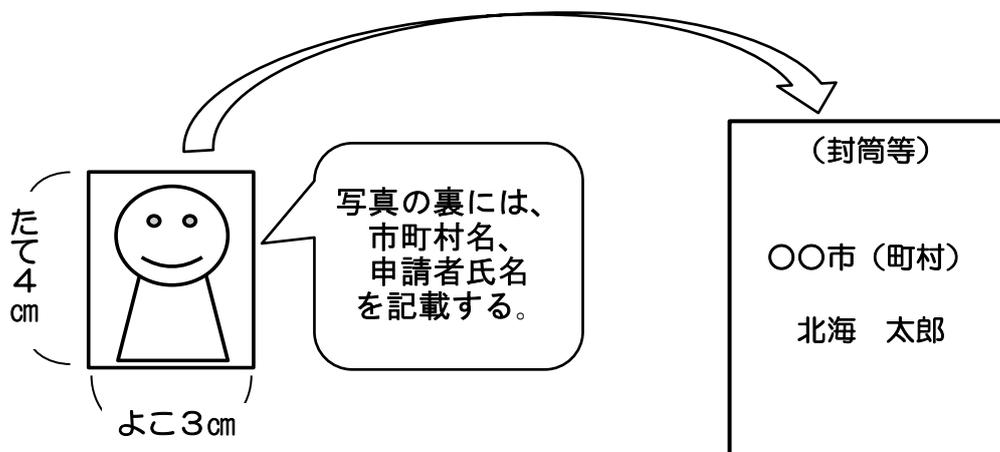
記載等に誤りがある場合は、申請（届出）書に変更点が分かるように記載すること。

（2）写真について

写真はたて4cm×よこ3cmのサイズで、帽子やマスク、サングラス等を着用せず、上半身を写したものとし、基本的には申請時からおおむね1年以内に撮影したものを使用すること。

また、裏には、市町村名、申請者氏名を記載し、封筒等に入れ、封筒等にも市町村名、申請者氏名を記載すること。

※ デジタル写真で写真用紙を使用せずに印刷したもの、画質が不鮮明なもの、ポラロイド写真、ほかの人が写り込んでいるもの等、公的な証明写真としてふさわしくないものについては、使用できないため留意すること。



（3）市町村受理印について

手帳の標準処理期間は、市町村が申請書を受理した日から起算するため、申請書の下部に必ず市町村受理印を押印すること。

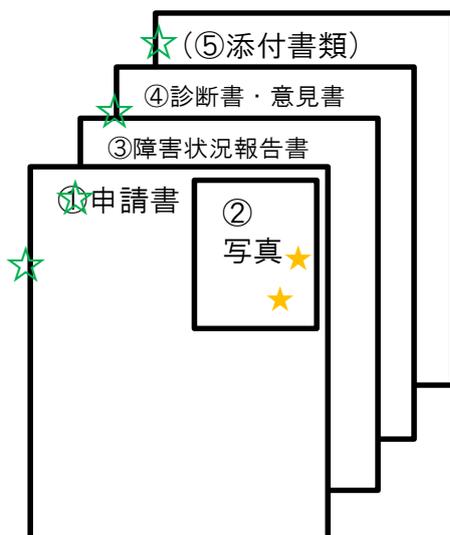
※ 書類不足等で補正があった場合は、初回の受理日のほか、必要書類が整った日付で2回目の受理印を押印してください。

（4）診断書・意見書の確認事項

病院名・指定医師名の記載があるか、記載した医師が身体障害者福祉法第15条の指定医師であるか、申請日の3か月以内に作成された診断書・意見書であることを確認すること。

(5) 申請書（届出）ごとの書類のまとめ方

受理した申請書類は次のとおり並べ、ホチキス留めすること。



☆書類は申請（届出）書ごとに①～⑤の順に並べ、
まとめて左上でホチキス留めすること。

★紛失防止のため、写真②は封筒等に入れ、申請書
の右上でホチキス留めすること。

（クリップ留め等は紛失防止のため厳禁です！！）

※ ①は、申請（届出）によって異なります。
詳細は、1-（2）を参照願います。

※ ④は、紛失・破損・転入等による再交付申請の
場合は不要。

※ ⑤は、旧手帳（写）又は更生指導台帳（写）
です。
詳細は、2-（7）のイを参照願います。

(6) 申請者に説明してほしい留意事項

ア 申請から手帳交付に至るまでの期間について

新規申請、程度変更等に係る申請は、手帳交付まで約1か月が目安となりますが、
指定医師への照会や北海道社会福祉審議会への諮問等が必要となる場合は、決定まで
に時間を要する場合があります。

イ 障害程度等級について

診断書・意見書に記載される等級はあくまでも指定医師の参考意見であり、当該診
断書・意見書の審査結果によっては、参考意見と異なる等級となる場合があります。

また、肢体不自由には1級～7級までの障害があるが、障害等級が7級のみの場合は、
手帳の交付対象とならないこと。ただし、7級の障害が2つ以上重複する場合は交付対
象となります。

(7) その他の留意事項

ア 複数障害の同時申請について

複数の障害（複数の診断書）の申請を1枚の申請書で同時に行った場合、複数のうち、1か所の障害程度が決定したとしても、ほかの箇所の障害程度が決定するまでは手帳の交付ができないため、それぞれの障害ごと（それぞれの診断書ごと）に申請書、写真、障害状況報告書等を添付し申請を行うよう留意すること。

なお、障害状況報告書には、それぞれに同時申請であることを記載すること。

イ 添付書類について

程度変更・再認定・再交付（紛失・破損・転入等）の申請の際は、手帳（写）又は更生指導台帳（写）を添付すること。（手帳を紛失している場合や破損し、手帳の内容が読み取れない場合は、更生指導台帳（写）を添付すること。）

ウ 再認定について

手帳交付時に再認定が条件として付されていたものの再認定を実施していない者が、当該再認定部位以外での申請（変更）を行った場合は、再認定部位の再審査が必要である旨、申請者へ説明すること。

(8) 重複障害のうち一障害の内容を返還する場合について

例) 心臓機能障害1級・聴覚障害6級を所持し、聴覚障害6級のみ自主返還したい

重複障害で手帳を所持している者が、重複障害のうち一障害について返還を希望する場合は、身体障害者手帳再交付申請書の余白に、返還する部位及び理由を記載し、本人写真と障害状況報告書等を添付し申請すること。

（記載方法は、別添「記載事例一覧」のとおり）

(9) 返還届出の受理について

手帳を紛失している場合は、返還の事由により、次のとおり取り扱う。

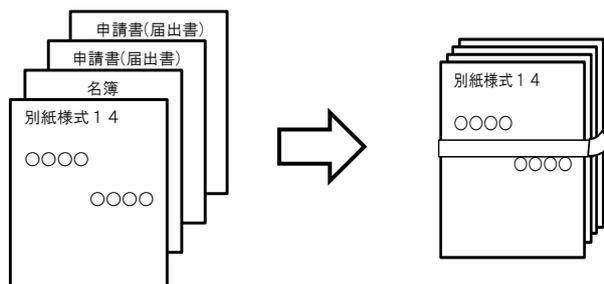
返還事由	手帳の有無	届出受理	摘要
死亡の場合	有	○	
	無	○	備考欄に「手帳紛失等」と記載願います。 (P22参照)
再交付の場合	有	○	
	無	×(提出不要)	旧手帳が見つかり次第、本人に返還届を提出するよう説明願います。

進達業務に関すること

(1) 進達の方法について

必ず次の項目（ア～オ）ごとに申請書等をそろえ、進達文（別紙様式14）及び名簿を添付の上、送付してください。

- ア 新規申請
- イ 再交付（程度変更・再認定等）
- ウ 再交付（紛失・破損・転入・その他）
- エ 変更（住所・氏名・保護者等）
- オ 返還（死亡・再交付・非該当・自主返還等）



※留意点1…イ又はウの再交付申請と同時に、エの変更届出があった場合は、エの届出書の写しを再交付申請書に添付し、それぞれの項目に分けて送付すること。

※留意点2…イ又はウの再交付申請の場合、申請時点では手帳を受け取らず、新手帳の交付を旧手帳と引換えに行うこととし、新手帳交付の際に併せて旧手帳の返還手続きを行うこと。

(2) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の申請に係る取扱いについて

HIVについては、その疾病の特性から病状の進行が早いため、申請から手帳の交付までに要する期間を短縮することが必要とされ、HIV感染者・患者のプライバシー等の保護に十分な配慮が必要とされます。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の申請に限っては、プライバシー保護等の配慮のため、

医務課認定係長宛て親展の取扱いにより、速やかに送付すること。

(3) 書類の送付先について

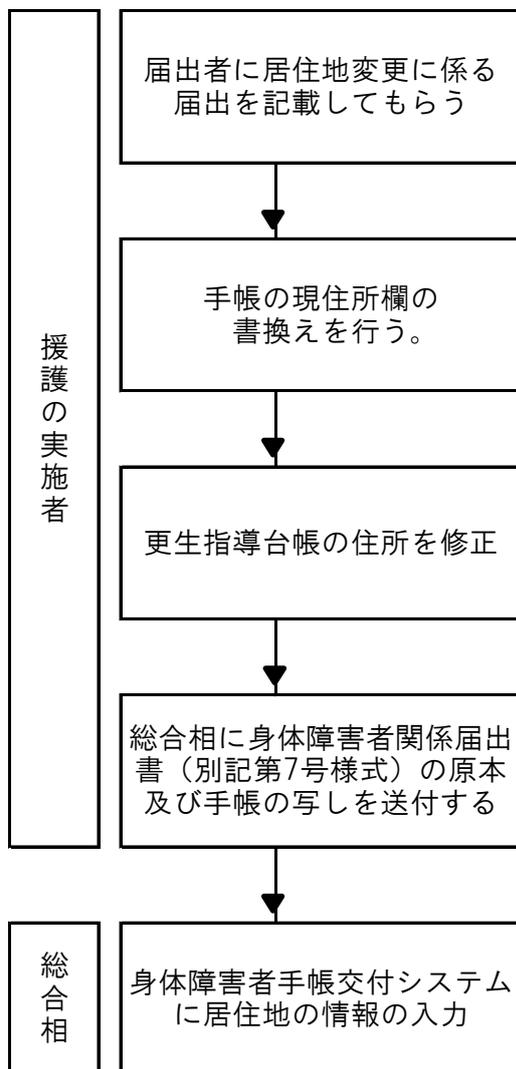
誤送付した場合、審査まで時間を要することになりますので、確実に当所に届くよう送付してください。

※心身障害者総合相談所は、道本庁とは別庁舎です。

HIVの申請を含む場合の進達	それ以外の申請及び届出の場合の進達
〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 北海道立心身障害者総合相談所 医務課認定係長 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">親展</div> で送付願います。	〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 北海道立心身障害者総合相談所 医務課認定係

居住地特例の取扱いについて

(1) 援護の実施者が住所変更の届出を受けた場合の取扱いについて

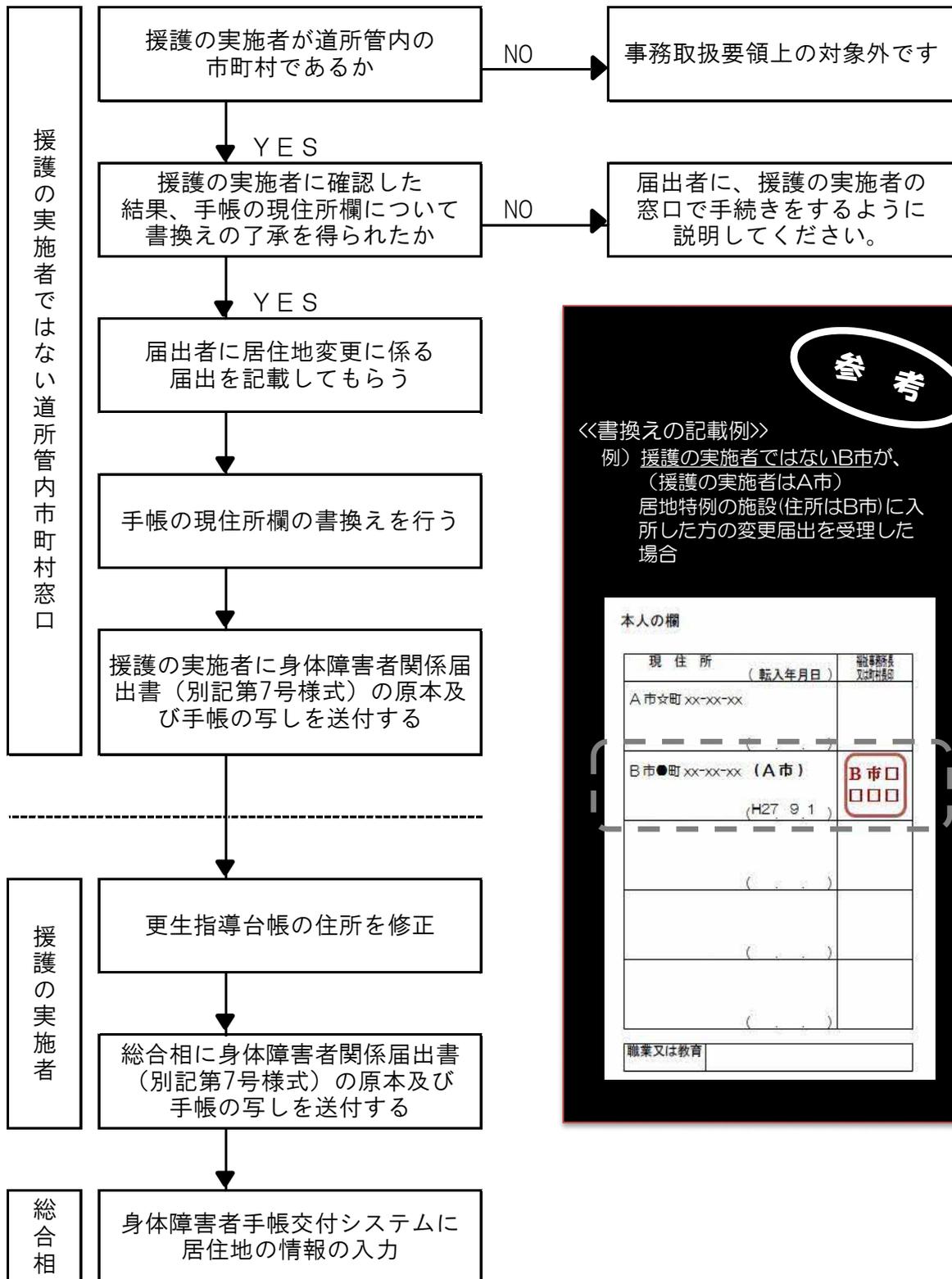


参考

＜＜書換えの記載例＞＞
 例) 援護の実施者であるA市が、居住地特例の施設(住所はB市)に入所した方の変更届出を受理した場合

本人の欄	
現住所 (転入年月日)	職業 又は教育
A市☆町 xx-xx-xx	
B市●町 xx-xx-xx (A市) (H27.9.1)	A市 □□□
(. . .)	
(. . .)	
(. . .)	
職業又は教育	

(2) 援護の実施者ではない市町村が住所変更の届出を受けた場合の取扱いについて



参考

＜＜書換えの記載例＞＞
 例) 援護の実施者ではないB市が、
 (援護の実施者はA市)
 居地特例の施設(住所はB市)に入所した方の変更届出を受理した場合

本人の欄	
現住所 (転入年月日)	施設名称又は市町村
A市☆町 xx-xx-xx	
B市●町 xx-xx-xx (A市)	B市口 □□□
(H27.9.1)	
()	
()	
()	
職業又は教育	

「身体障害者手帳担当者連絡会議（テレビ会議）における質疑応答について」（平成26年4月2日保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援グループ主幹事務連絡）の間14について、平成27年3月31日をもって廃止し、上記のとおり取り扱う。

自治体コード一覧

自治体コードは次のとおりです。

記載事例にあるとおり、書類右上に、自治体コード、自治体名及び振興局名を記載願います。

自治体コード	自治体名	振興局名
1209	夕張市	空知
1210	岩見沢市	空知
1215	美唄市	空知
1216	芦別市	空知
1218	赤平市	空知
1222	三笠市	空知
1225	滝川市	空知
1226	砂川市	空知
1227	歌志内市	空知
1228	深川市	空知
1423	南幌町	空知
1424	奈井江町	空知
1425	上砂川町	空知
1427	由仁町	空知
1428	長沼町	空知
1429	栗山町	空知
1430	月形町	空知
1431	浦臼町	空知
1432	新十津川町	空知
1433	妹背牛町	空知
1434	秩父別町	空知
1436	雨竜町	空知
1437	北竜町	空知
1438	沼田町	空知
1217	江別市	石狩
1224	千歳市	石狩
1231	恵庭市	石狩
1234	北広島市	石狩
1235	石狩市	石狩
1303	当別町	石狩
1304	新篠津村	石狩
1203	小樽市	後志
1391	島牧村	後志
1392	寿都町	後志
1393	黒松内町	後志
1394	蘭越町	後志
1395	二七〇町	後志
1396	真狩村	後志
1397	留寿都村	後志
1398	喜茂別町	後志
1399	京極町	後志
1400	倶知安町	後志
1401	共和町	後志

自治体コード	自治体名	振興局名
1402	岩内町	後志
1403	泊村	後志
1404	神恵内村	後志
1405	積丹町	後志
1406	古平町	後志
1407	仁木町	後志
1408	余市町	後志
1409	赤井川村	後志
1205	室蘭市	胆振
1213	苫小牧市	胆振
1230	登別市	胆振
1233	伊達市	胆振
1571	豊浦町	胆振
1575	壮瞥町	胆振
1578	白老町	胆振
1581	厚真町	胆振
1584	洞爺湖町	胆振
1585	安平町	胆振
1586	むかわ町	胆振
1601	日高町	日高
1602	平取町	日高
1604	新冠町	日高
1607	浦河町	日高
1608	様似町	日高
1609	えりも町	日高
1610	新ひだか町	日高
1236	北斗市	渡島
1331	松前町	渡島
1332	福島町	渡島
1333	知内町	渡島
1334	木古内町	渡島
1337	七飯町	渡島
1343	鹿部町	渡島
1345	森町	渡島
1346	八雲町	渡島
1347	長万部町	渡島
1361	江差町	檜山
1362	上ノ国町	檜山
1363	厚沢部町	檜山
1364	乙部町	檜山
1367	奥尻町	檜山
1370	今金町	檜山
1371	せたな町	檜山

自治体コード	自治体名	振興局名
1220	士別市	上川
1221	名寄市	上川
1229	富良野市	上川
1439	幌加内町	上川
1452	鷹栖町	上川
1453	東神楽町	上川
1454	当麻町	上川
1455	比布町	上川
1456	愛別町	上川
1457	上川町	上川
1458	東川町	上川
1459	美瑛町	上川
1460	上富良野町	上川
1461	中富良野町	上川
1462	南富良野町	上川
1463	占冠村	上川
1464	和寒町	上川
1465	剣淵町	上川
1468	下川町	上川
1469	美深町	上川
1470	音威子府村	上川
1471	中川町	上川
1212	留萌市	留萌
1481	増毛町	留萌
1482	小平町	留萌
1483	舌前町	留萌
1484	羽幌町	留萌
1485	初山別村	留萌
1486	遠別町	留萌
1487	天塩町	留萌
1214	稚内市	宗谷
1488	幌延町	宗谷
1511	猿払村	宗谷
1512	浜頓別町	宗谷
1513	中頓別町	宗谷
1514	枝幸町	宗谷
1516	豊富町	宗谷
1517	礼文町	宗谷
1518	利尻町	宗谷
1519	利尻富士町	宗谷
1208	北見市	オホーツク
1211	網走市	オホーツク
1219	紋別市	オホーツク
1543	美幌町	オホーツク
1544	津別町	オホーツク

自治体コード	自治体名	振興局名
1545	斜里町	オホーツク
1546	清里町	オホーツク
1547	小清水町	オホーツク
1549	訓子府町	オホーツク
1550	置戸町	オホーツク
1552	佐呂間町	オホーツク
1555	遠軽町	オホーツク
1559	湧別町	オホーツク
1560	滝上町	オホーツク
1561	興部町	オホーツク
1562	西興部村	オホーツク
1563	雄武町	オホーツク
1564	大空町	オホーツク
1207	帯広市	十勝
1631	音更町	十勝
1632	土幌町	十勝
1633	上土幌町	十勝
1634	鹿追町	十勝
1635	新得町	十勝
1636	清水町	十勝
1637	芽室町	十勝
1638	中札内村	十勝
1639	更別村	十勝
1641	大樹町	十勝
1642	広尾町	十勝
1643	幕別町	十勝
1644	池田町	十勝
1645	豊頃町	十勝
1646	本別町	十勝
1647	足寄町	十勝
1648	陸別町	十勝
1649	浦幌町	十勝
1206	釧路市	釧路
1661	釧路町	釧路
1662	厚岸町	釧路
1663	浜中町	釧路
1664	標茶町	釧路
1665	弟子屈町	釧路
1667	鶴居村	釧路
1668	白糠町	釧路
1223	根室市	根室
1691	別海町	根室
1692	中標津町	根室
1693	標津町	根室
1694	羅臼町	根室
9999		